

【写】

6 台 監 第 9 0 号
令和7年2月27日

殿

台東区監査委員	畑	克	海
同	太	田	龍
同	栞	野	健

令和6年度 指定管理者監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、標記監査を実施しましたので、この結果を同法第199条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和6年度指定管理者監査結果報告

1 監査期間

令和6年6月28日（金）～令和7年2月27日（木）

2 対象団体、施設及び主管課

「東京都台東区監査事務実施要領」に定める指定管理者監査対象選定基準に基づき選定し、指定管理者2団体を監査した。

指定管理者、施設及び主管課は、次のとおりである。

施設名	指定管理者名	指定期間	主管課
少年自然の家 霧ヶ峰学園	株式会社 ニッコクトラスト	令和4年4月 から5年間	学務課
社会教育センター	JN共同事業体	令和4年4月 から5年間	生涯学習課
千束社会教育館			
根岸社会教育館			
今戸社会教育館			
清島温水プール			スポーツ振興課

3 監査の範囲

原則として、令和5年度における指定管理者の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について実施した。

4 監査の観点

年度計画の基本方針に基づき、指定管理者の公の施設の管理に係る出納その他の事務が、その目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、主管課の指定管理者に対する指導・監督が適切に行われているかどうかを主眼として実施した。

5 留意事項

協定等に則り、会計経理が適正かつ効率的に執行されているかに留意し監査を行った。

6 監査の方法

監査委員は、指定管理者の出席を求め、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、質疑応答を行うとともに、必要に応じ施設の管理運営状況について実地調査を行った。

また、事務局職員が関係資料や現地の調査等の予備監査を行い、基本的な事実関係を確認した。

(1) 実地監査、予備監査日程

指定管理者	実地監査日	予備監査日
株式会社 ニッコトラスト	9月6日(金)	9月5日(木) ～6日(金)
JN共同事業体	11月19日(火)	11月12日(火) ～13日(水)

(2) 予備監査における主な確認書類

① 主管課

- (ア) 指定管理料等支出に関する書類（指定管理料等支出にかかる原議等諸書類）
- (イ) 当該施設の指定管理に係る根拠となる条例、規則
- (ウ) 基本協定書、年度協定書等
- (エ) 指定管理者に関する調査票

② 指定管理者

- (ア) 指定管理施設に関する事業報告書
- (イ) 指定管理施設に関する決算報告書
- (ウ) 関係諸規程（運営規程、経理規程、個人情報保護の基準等に関する規程等）
- (エ) 給与・サービス関係諸書類
- (オ) 経理関係書類（総勘定元帳、伝票、契約書、現金出納帳、預金残高証明等）
- (カ) 収入関係書類（区委託料等に関する書類、利用料収入に関する書類等）
- (キ) 設備・備品管理関係書類（建物設備関係書類、備品台帳等）

7 監査結果

各指定管理者に対する監査結果は、次のとおりである。

指定管理者 株式会社ニッコトラスト

第1 監査対象の概要

1 法人の概要

株式会社ニッコトラストは、昭和16年6月に株式会社として設立され、資本金は9,999万円である。

本社は江東区新木場に所在し、官公庁、企業、学校等の食堂や給食を中心に、給食施設の受託運営を全国展開するとともに、青少年教育施設等の管理・運営も行っている。

指定管理者としては、荒川区立清里高原ロッジ・清里高原少年自然の家、北区立那須高原学園しらかば荘の受託実績がある。

2 指定施設等

法人が台東区において指定管理者として管理している施設は、次のとおりである。

(1) 施設名等

施設名	設置条例	指定期間	設置目的
少年自然の家 「霧ヶ峰学園」	東京都台東区立少年自然の家条例 (昭和58年台東区条例第29号)	令和4年 4月から 5年間	優れた自然環境の中で集団生活を通して、心身ともに健全な少年の育成を図るとともに、区民の健康増進及び余暇活動を促進するため

(2) 施設概要

所在地	長野県諏訪市大字上諏訪字角間沢東13338の100
開設年月	昭和59年4月
建物延面積	7,236.70㎡
宿泊施設	一般室(定員10人)×18室 一般室(定員5人)×6室 ファミリールーム和室(定員5人)×2室 ファミリールーム和洋室(定員5人)×2室 バリアフリールーム(定員4人)×1室
付帯施設	食堂/浴室(温泉)大2・小2(男女各1)/第1体育館(バスケット・バレー・バドミントン)/第2体育館(柔道・剣道)/第1運動場(200mトラック・サッカー)/第2運動場(野球場)/第3運動場(テニスコート3面)/野外炊飯施設/キャンプ場/研修室2室/レクリエーションルーム/図書資料室等

3 施設の収支決算状況等（令和5年度）

単位：円

施設名	収入	支出	区からの指定 管理委託料
少年自然の家 霧ヶ峰学園	98,612,770	91,758,264	83,533,000

第2 監査の結果

指定管理者の少年自然の家「霧ヶ峰学園」の管理にかかる出納、その他の事務処理については、おおむね良好に行われているものと認められ特に指摘・指示する事項はない。なお、事務処理上軽微ではあるが、次のような事例があったので、その場で口頭にて注意した。今後も適正、適切な事務執行に留意されたい。

（口頭注意事項）

- ・領収書の日付の記載漏れがあるもの
- ・利用明細控に、利用者がサインした注文書が添付されていないもの
- ・ホームページが一部最新情報に更新されていないもの

指定管理者 JN共同事業体

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

株式会社JTBのグループ会社として前身会社が1988年（昭和63年）に設立され、2016年（平成28年）4月に株式会社JTBコミュニケーションデザインとして営業を開始した。主な業務内容はイベント・コンベンション事業、広告・プロモーション事業である。指定管理者としての運営実績は、墨田区立生涯学習センター、なかのZERO（中野区もみじ山文化センター）、中央区立晴海地域交流センターなどを受託している。

野村不動産パートナーズ株式会社はビル・マンションの総合管理会社として1977年（昭和52年）に設立され、主な業務内容はビルマネジメント事業、建築インテリア事業、プロパティマネジメント事業である。指定管理者としての運営実績は、浅草公会堂、狭山市市民交流センター、仙台国際センターなどを受託している。

野村不動産ライフ&スポーツ株式会社は1989年（平成元年）に設立され、主な業務内容はフィットネス事業、スクール事業、イベント事業である。指定管理者としての運営実績は、東京都海の森水上競技場ほか25施設を受託している。

JN共同事業体は上記3社による共同事業体で、台東区立社会教育センター、千束社会教育館、根岸社会教育館、今戸社会教育館、清島温水プールについて、2017年（平成29年）4月から指定管理者に指定されている。

2 対象施設の概要

団体が台東区において指定管理者として管理運営している施設は、現在、次のとおりである。

(1) 施設名等

施設名	設置条例	指定期間	設置目的
社会教育センター	東京都台東区立社会教育センター及び社会教育館条例 (平成2年台東区条例第27号)	令和4年 4月から 5年間	社会教育の振興を図るため
千束社会教育館			
根岸社会教育館			
今戸社会教育館			
清島温水プール	東京都台東区体育施設条例 (昭和50年台東区条例第12号)		区民の体育及びレクリエーションの振興並びに児童、生徒の体位及び体力の向上を図り、もって心身の健全な発達に寄与するため

(2) 施設概要

施設名 (開設年月)	所在地 (併設施設)	施設内容	建物延床 面積
社会教育センター (平成3年4月)	東上野6-16-8 (上野小学校)	ホール(130名)、会議室(40名)、調理室(32名)、和室(20名)	1,689㎡
千束社会教育館 (昭和40年4月)	浅草4-24-13 (千束小学校)	ホール(50名)、会議室(45名)、和室(25名)	579㎡
根岸社会教育館 (昭和47年10月)	根岸5-18-13 (根岸図書館)	ホール(60名)、会議室(40名、30名)、和室(40名)	567㎡
今戸社会教育館 (昭和52年11月)	今戸2-26-12 (待乳保育園)	ホール(50名)、会議室(30名、40名)、和室(30名)	527㎡
清島温水プール (平成3年5月)	東上野6-16-8 (社会教育センター)	25m×7コース	1,906㎡

3 施設の収支決算状況等(令和5年度)

単位：円

施設名	収入	収入のうち 利用料金	支出	指定管理 委託料
社会教育センター	88,273,409	2,387,230	85,151,732	85,886,179
千束社会教育館	20,887,525	1,155,525	19,229,519	19,732,000
根岸社会教育館	17,681,645	2,350,645	20,140,205	15,331,000
今戸社会教育館	22,312,870	1,301,870	20,084,502	21,011,000
清島温水プール	80,578,750	19,311,750	79,472,249	61,267,000
計	229,734,199	26,507,020	224,078,207	203,227,179

第2 監査の結果

指定管理者の「社会教育センター、社会教育館、清島温水プール」の管理にかかる出納、その他の事務処理については、おおむね良好に行われているものと認められ特に指摘・指示する事項はない。なお、施設管理上軽微ではあるが、次のような事例があったので、その場で口頭にて注意した。今後も適正、適切な施設管理に留意されたい。

(口頭注意事項)

- ・ 防火扉が一部閉鎖不良のもの（社会教育センター）
- ・ 機械室が物置やロッカー室として使われているもの（根岸社会教育館）
- ・ トイレ床の排水口から臭気が上がっているもの（千束社会教育館）
- ・ 非常用照明が一部不点灯のもの（今戸社会教育館）

8 監査委員との主な質疑応答事項

監査対象指定管理者	株式会社ニッコトラスト
監査実施日	令和6年9月6日(金)
主な質疑応答 (Q: 監査委員 A: 指定管理者)	
【少年自然の家 霧ヶ峰学園】	
Q	令和5年度からコロナ対策が緩和されたが、食事の状況はいかがか。
A	学校の判断で、食事の際1席ごとに空けるということもあるが、ほとんど対面で普通に返っている。
Q	区外の客への対応はどうなっているか。
A	規定により、在住在勤者でないと利用できない。但し、一番大きな宿泊施設なので、地元の期待があることは確かである。
Q	自主事業はどうか。
A	秋の観光ツアーは客が集まらない。東京からのバスツアーは好評である。
Q	指定管理委託料が物価高騰等により上がったと思うが、今期の状況はどうか。
A	やはり燃料費など高騰により、以前のようには戻っていない。
Q	アンケートにおいて、不満な点はあったか。
A	大風呂において、子供連れの家族客間のいざこざなどがあった。教育施設なのでマナーが大切なことを親が教えるべきだと考えている。
Q	御社は他にも同様の施設を運営しているが、指定管理以外の運営費についてどう考えているか。
A	自然条件で雪が少ない場合とか、そういう面で自主事業に影響がある。
Q	従業員が少ないと思うが人件費のためか。
A	やはりそうだが、学校などにもお手伝いをしてもらって何とかやっている。一般のホテルのようなサービスはできない。
Q	宿泊棟で車いす利用の方への対応はどうしているのか。
A	1階にバリアフリールームがあり、食堂へのエレベーターも設置している。
監査委員からの意見・要望	
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもだけでなく、大人にも利用してもらいたいので、更に周知をしてほしい。 ・今後も長く運営してもらいたいので、がんばってほしい。 ・ホームページが今のテイストではないので、工夫して充実することを望む。 	

監査対象指定管理者	JN共同事業体
監査実施日	令和6年11月19日(火)
主な質疑応答 (Q: 監査委員 A: 指定管理者)	
【社会教育センター、社会教育館、清島温水プール】	
Q	スタッフのマルチタスク化とは何か。
A	受付、館内整理、経理、事業企画、運営等どれでもできるようにすることである。
Q	令和5年度の取り組みと成果で、「ほぼ達成」の理由は何か。
A	社会教育センターでは、地域連携がまだ足りないこと。スポーツの点では、利用者にコロナの不安がまだあること。DX化について講習会を行っているが、高齢者はまだまだ成果が出ないこと。
Q	各館の利用率は戻ったか。また、その理由は何か。
A	令和5年度は戻り切っていない。社会教育センターはほぼ戻ってきたが、他の館は70%程度で、館により格差がある。理由としては、高齢者のサークルがコロナ禍の間に解散してしまったことが大きい。
Q	「教育主任」はどのような方か。
A	社会教育士、社会教育主事課程修了者である者及び教員資格のある者である。
Q	サービス面の今後の目標をお聞きしたい。
A	区民の声を聞きながら、区民のための施設でありたいと考えている。また利用者を巻き込みながら、協力・理解を得て運営したい。
Q	アンケートでは、「利用料が適正又は安い」が多いが、今後利用料を上げたら利用者が減ると思うか。
A	減額対象の社会登録団体のサークルが多いので、減るかもしれない。なお、プールは時間制を工夫すれば、上げて大丈夫だと思う。1時間単位の料金設定も含め、他のスポーツ施設と足並みが揃えられたら良いと考える。
Q	アンケート結果によると、社会教育センターの「広報誌あさがお」やホームページをあまり見していない人がいるが、どこで情報を得てくるのか。
A	新しい方はホームページを見てくることが多いが、既利用者は現地のチラシなどで知ることが多いと思う。
監査委員からの意見・要望	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 通路にあるサークル用の棚は、転倒防止をしっかりと工夫したほうがよい。 ・ ベビースイミングをがんばってほしい。 	

9 まとめ

今回の監査対象とした指定管理者は、今期指定期間3年目の株式会社ニッコトラスト、および同じく3年目のJN共同事業体の2団体である。令和5年度の事務事業の執行について、「監査の観点」を基本とし、主管課の指導監督が適切に行われているかという点も含め監査を実施した。

令和5年度は、新型コロナウイルスが感染症法上の分類で5類に変更されたことに伴う意識や行動の変化、さらに物価高騰などが事業活動に影響を与えたことは否めない。しかし、各指定管理者は利用料金収入や指定管理料を活用し、これまでの管理運営で培った知識と経験、民間事業者としてのノウハウを駆使して、区との協定に基づき概ね適切に施設運営を行っていると思われる。

特に、両団体とも利用者に対して定期的にアンケートを実施しており、各施設に対する満足度や要望を把握し、運営改善に努めていることは評価できる。

指定管理者制度の目的は、公の施設の管理に民間の活力を導入し、経営感覚やコスト意識を活用して最小の経費で最大の効果を挙げ、区民サービスの向上を実現することである。今回、両団体とも概ねこの目的に沿った管理運営がされていた。

主管課においては、施設の最終的な管理責任が区にあることを十分認識し、常に新たな問題意識を持ちながら、幅広い視野で管理運営業務の評価・検証に取り組む必要がある。今後も施設の現状を把握し、区民サービスのさらなる充実と利用率の向上を図るため、適切な指導・助言に努められたい。